

第3回長野県環境審議会水資源の保全に関する基本指針策定専門委員会 議事録

- 日 時：平成25年6月28日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
- 場 所：長野県庁 3階 特別会議室
- 出席委員：平野秀樹委員長、藤縄克之委員長代理、織英子委員、北原曜委員、林和弘委員、宮崎崇徳委員、大向弘明委員、茂木正文委員、富樫均委員
- 県出席者：村田水大気環境課長、小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長、臼田水大気環境課課長補佐水源水道係長、山口森林政策課森林計画係担当係長ほか3名

1 開会

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

ただいまから、第3回長野県環境審議会水資源の保全に関する基本指針策定専門委員会を開会いたします。

水大気環境課長の小山でございます。議事に入りますまで、本日の進行を務めさせていただきます。

はじめに事務局を代表いたしまして、水大気環境課長の村田よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

【村田水大気環境課長】

長野県環境審議会水資源の保全に関する基本指針策定専門委員会の第3回会合の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本来なら環境部長の山本より、ごあいさつを申し上げるところでございますが、あいにく6月議会の本会議中ございまして、欠席させていただいております。委員の皆様にくれぐれもよろしくお伝え申すようにということでありますので、その旨ご了承いただきますようお願いいたします。

さて、5月9日に開催させていただきました第2回専門委員会におきましては、水源地域における水資源の保全に関する基本指針の素案につきまして、ご審議をいただきました。

その中で、水資源保全地域から除外する区域の考え方、土地所有者が配慮すべき事項など、大変貴重なご意見をいただいたところでございます。

また、平野委員長と相談させていただき、その後個別に委員の皆様にお伺いし、水資源の保全に関する基本指針の素案を取りまとめ、パブリックコメント、市町村からの意見聴取を実施したところでございます。

委員の皆様には、ご多用にもかかわらず、相談に応じていただきましたことに、感謝申し上げます。

本日は、これまでのご議論等を踏まえまして、事務局で作成しました基本指針の答申案

についてご審議いただきたいと考えております。

限られた時間ではございますが、十分にご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭のごあいさつとさせていただきます。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行は平野委員長さんをお願いいたします。

3 議事

（1）水源地域における水資源の保全に関する基本指針の策定について

【平野委員長】

第3回目の水資源の保全に関する基本指針策定専門委員会の議事を始めさせていただきます。

昨今の関連情報ですが、水循環基本法が衆議院を通過、参議院も通過できるかと期待しておりましたが、あのような国会の状況になりまして、一昨日、廃案ということで、流れたわけでございます。秋以降の臨時国会に改めてかけられ、全く同じものにはならないと思いますが、さらに良くなった新しい基本法なるものが、できることを期待したいと思います。

最初に本日の専門委員会につきましては、非公開情報は特段ありませんので、公開したいと思います。いかがでしょうか。

（各委員より、異議がない旨の発言）

それでは、次第に従いまして、審議に入らせていただきます。

まず、（1）の水源地域における水資源の保全に関する基本指針の策定につきまして、事務局から説明をお願いします。

《資料1～資料2について事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）が説明》

【平野委員】

前回の第2回専門委員会で提示したものと5月23日パブコメ版として公開したものについて、説明をいただきました。資料1と資料2について、ご質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。それでは、事務局から資料3以降について説明をお願いします。

《資料3～資料6について事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）が説明》

【平野委員長】

重要な市町村長からの意見、パブリックコメントの意見を紹介いただきました。これらの意見も踏まえ、水源地域における水資源の保全に関する基本指針の答申案について、説

明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

【北原委員】

資料4について、市町村の方からご意見、ご質問などたくさん出されていますが、この条例は、県内の様々な立地条件にある市町村に普遍的に対応できるように作られた条例ですので、それぞれの市町村で受け止め方が違ってくると思います。これだけ質問等が多いということは、この条例の目的というものがよく理解されていないのではないかと心配になります。そもそもは、水資源の保全を阻害する土地取引を規制するということが大目的です。基本指針の最初のところになるのか、基本的事項の水資源の保全にための方針のところになるのか、場所は分かりませんが、その辺のところを明記したらどうでしょうか。やはり、市町村の方からこれだけ質問があるということは、この条例の目的がよく理解されていないことも1つの大きな原因だと思います。例えば、水資源の保全を阻害する土地取引を規制することと、併せて、県、市町村、土地所有者等の水資源保全に関する責務を記することを目的とするという形で、土地取引の規制を前面に出したらどうでしょうか。それともQ&Aで市町村に説明するとき、このようなケースはどうか、あのようなケースはどうかということで、これからご説明されていくと思います。このまま基本的な柱が、不明確でありますと、申請をしてくださいという段階で、ある市町村からたくさん出てきて、ある市町村からは零というような偏りがすごく生じてしまうような可能性があります。その辺はいかがでしょうか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

ご意見をいただいた市町村に真意を確認しましたが、自分たちとすれば取水規制を持っているので、よく分かっています。しかし、取水規制がないところに対して、すべきだというふうに読めるのではないかという話でありますので、その理解はされていると考えています。市町村とすると確かにこれは大変だと、実際に指定するとき、土地所有者にしっかり説明をしなければならないというところで、特に、森林ですと、代が変わっているが登記がされていないような状況で、誰が土地所有者か分からないような状況が結構あったりしまして、それが大変であるというご意見は強いですが、県内10広域全部に説明をして回った印象では、この制度自体がよく分からないということはなく、理解をしてもらっていると思います。ただご指摘のように、まだその理解が不十分で、まず、前提として市町村の取水に関する規制なり、ルールなり、考え方というものを明確にできていないという市町村があるのは事実です。それを水資源保全地域として指定するかどうかという議論をしていく中で、自分たちは、取水をどう考えるのかという問題に対して、答えを出すことを迫られ、それに対して直ちに答えが持っていないので、時間がかかるというところはあります。あくまでも、これは取引を規制するのではなく、取引情報をいただいて市町村に戻し、その情報を得た市町村が、自分たちで持っている規制なり、考え方に照らして、これについては、こういう問題があるから、この問題を相手方にしっかり伝えてくれという話を県が受けて、それを先方にお伝えするということです。あくまでも、その市町村の持っている取水に関する考えなり、規制なりがベースとなって、それについて

届出情報が出てくることによって、顕在化するというふうにご理解いただいた方がよろしいかと思えます。この条例によって、新たに、水資源の保全についての上乗せ規制がかかっているというふうの一部の市町村が理解している部分については、そうではないということをしっかり説明をして、皆さんが地下水の取水をどう考えるか、そこをはっきりすることから始めてくださいという話はしてまいりたいと思っています。

【平野委員長】

北原委員からのご意見は、条例にも多分そういうことは書かれていると思いますが、この基本指針だけを見た市町村あるいは一般の方が、様々な誤解を含めた反応があるのではないかということに対して、分かりやすくQ&Aでしっかり補強するか、又はこの基本指針の前文なり、冒頭の箇所に何か補強説明というものがいるのではないかというご意見であると思えます。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

その点につきましては、Q&Aを充実させて、説明に努めてまいりたいと考えております。

【平野委員長】

なかなか規定ぶりは難しく、人によっては様々な取り方をされる可能性がありますので、そこはしっかり説明をする必要があります。この資料4については、確かに多くの意見をいただいていますので、丁寧に、慎重に対応していかないといけないと思えます。

他に何かございませんか。

【藤縄会長代理】

資料4について、意見に対して対応が記載されていますが、これは、意見を寄せていただいた市町村に対して、既に回答されているのですか。これから回答をするのですか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

これからです。

【藤縄会長代理】

非常に穏やかな書きぶりに徹しているように感じますが、逆に言うと、少し誤解を招きかねないところもあるのではと思います。まず、県及び市町村は、住民のために水資源を保全する責務を持っているということが大前提になっています。その責務を果たさなかったことによって、水資源を保全できなかったときの対応については市町村によってかなり温度差があります。これでは弱すぎるのもっと強い権限のある指導等をしてほしいという市町村もある一方で、市町村が条例を整備しなければならないのですか、というような消極的な意見の市町村もあります。消極的な意見の市町村は、その市町村が水資源を保全しなければいけないという責務についてどれだけ強く感じ取っているのかということ逆

に感じます。「ねばならない」という言い方はしていませんが、できるだけ保全に取り組めるよう、条例を含めた制度作りを進めてくださいというのが県のスタンスだと思います。それが伝わるように、あまり穏やかな書きぶりですと県は少し腰が引けているのではないかというふうに見られかねないのではという懸念を少し持ちました。

また、飲料水産業の誘致を否定しているのではないかという懸念を持っている市町村もあるようです。対応について書き方が重要だと思いますが、水資源の保全に何ら手当をしていない市町村が誘致だけを積極的に行うということは、やはり県としても懸念を示さないといけません。場合によれば、水資源の保全が図れないという事態が起きる可能性が十分あり得るわけですから、積極的に地下水を強化、涵養する施策によって十分水資源が確保できると判断できる場合は、飲料水メーカーであろうと、どのような事業者であろうと積極的に誘致してよいということになると思います。あまり県は弱気にならないで、ある意味もう少し指導性を発揮していただいてもよいのではないかなと思います。

【平野委員長】

少し関連しますので、資料4を読ませていただいて感じたことですが、資料4は、市町村長からの意見ということですが、各市町村に対してオープンにすることを前提に意見を求めているのですか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

はい。

【平野委員長】

ですので、多少要約はされていると思いますが、資料4に市町村長からの意見等を取りまとめたと思います。今回の会議は、公開ですので、どうして市町村長の意見だけが匿名になっているのですか。それは、市町村名を明らかにしないという前提で、意見を聴いたわけですか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

市町村名を隠すということを前提で集めたわけではありません。

【平野委員長】

公表するときはもちろん市町村の了解が必要かもしれませんが、対応欄の多少の修正を含めて、いずれこの資料もフルオープンになりますので、事実誤認があってははいけません。例えば、6ページの下から2つ目ですが、固定資産税の優遇措置を考えていただきたいということは、誤りです。固定資産税は、市町村長が決めるものです。そういう意味で、資料の精度というものをトータルで上げていくということも大事ですので、資料4については、もう少し、最終案として公表するまでには、藤縄委員からもご意見がありました、少しチェックをした方がよいのではないかと思います。

【事務局（村田水大気環境課長）】

先ほどから、ご意見をいただいておりますが、私どもは、条例の説明などをしてきておりますが、まだ市町村が完全に理解されている状態ではありません。当然、基本指針が策定されて初めて条例、規則が機能してくるということになると思いますので、ここで、基本指針を確定していただいて、それをもって市町村に対してより詳細な説明をしていきたいと考えております。Q&Aも充実させながら、市町村からの意見ももう一度確認をするとともに、精度を上げて、これも対応一つの柱としながら行っていきたいと考えています。したがって、基本指針が策定されてから、初めて条例が機能してくるし、市町村への詳しい説明もできてくるのではないかと考えています。

【平野委員長】

ある意味、現在の途中経過の状況ですので、途中経過のものについては、フルオープンできないという制限はあると思います。ですので、要約版であること、あるいは途中経過であることをもってして、ある部分は隠さなければならないことも当然ありますので、提出された市町村と調整をしてオープンにした方がよいと思います。

他に何かございませんか。

【茂木委員】

この条例について、水道事業者としてどのように思っているか職員に聞きましたが、やはり水源を守るというよりは、土地の取引に関して規制をかけているのではないかという意見がほとんどでした。佐久市では独自に水資源の保全について、最初は様々な規制をかけようとしたのですが、結局、水だけに限ったもので、地下水に限っては用途など様々な制約を付けたり、調査しなければ許可しませんというものになりました。これと比べると、地下水の保全ではなくて、土地取引を明確にする方が主であるのではないかということが職員の意見でした。

また、佐久地域の説明会に参加させていただきましたが、やはり市町村によって温度差がありすぎるなと思いました。なぜ、会場で意見を言わないのか、実際に土地を買われてしまった市町村もあるはずですが、けれども、出席している担当の皆さんは、県から出席の要請があったので来て、話を聞いているだけで、活発な意見交換が何もなかったというのは、もう少し、市町村の方に、何らかの方法で下ろしていかないと、様々な意見が上がってこないと思います。

【平野委員長】

下ろすという議論についてですが、県レベルから市町村に下ろすことについての考え方、方針というものは、現時点でお持ちでしょうか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

市町村に対して意向調査を行っておりまして、今年度中に指定の申出をしたい、又は来

年度以降にしたいという回答をしている市町村につきましては、個別に説明を行っていかうと思っています。その市町村の行う地元への説明についても、要請があれば同席をして制度の説明をしていかうと考えています。また、意向の出でこなかった市町村につきましては、認識がそこまでいっていないということがあろうと思っていますので、引き続き、機会を捉えて、周知を図っていく必要があると考えています。

【平野委員長】

形式上は、パブコメを行って、県民からの意見、各組織関係者からの意見等を聴いたということで、手続を経たこととなりますが、実際、出来上がったところで行政の担当者に理解をしていただくということも重要ですし、この条例、基本指針の影響についても、やはりでき上がった段階で十分説明をしないと、なかなかご理解が得られないと思いますので、周知については、大変かもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

1年ほど先行している北海道パターンの状況になりますが、3度に分けて1万1,000人ぐらいの地権者に周知をするという作業を昨年からやっています。担当者は、大変苦勞されているようです。市町村への周知と次の段階の地権者への周知も想定しながら、この問題を取り組んでいくことになると思います。

【富樫委員】

たくさん地域指定の申出をしていただかないと、なかなか具体的に進まないと思います。実際は、個別の市町村の置かれた状況の中で、具体的に指定していくときに、初めてこの条例の中身がよく分かるということかと思ひます。ただ、これを見ますと、基本的に申出がされた後は、それなりに県とのやりとりの中で検討がなされると思ひますが、指定の申出をしようか否か、迷っている段階で、県としてどれだけ助言ができるのか、あるいは相談を受けられるのかということがあまり見えません。基本的に市町村が、主体的に申出をするという前提があるとしても、その前段階でも県が相談に応じられるということをしかり説明しておかないと、あるいはそういう体制を作っておかないといけないのではないかと感じます。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

おっしゃるとおりでございます、それにつきましては、今回の意向調査の中でも、迷っている市町村も確かにありますし、相談に乗ってほしいという話もありますので、それについては、そういう話を受けて、こちらから連絡を取って説明に行くということを考えています。また、10広域で、パブコメの最中に条例と基本指針の素案についての説明を申し上げていく中で、個別の相談は、別途、時間を取ってやりますのでという話は全部伝えてありますので、地方事務所を通じて、そういう照会をかけて、具体的に手を上げてもらって、それに応じて出かけて行ってということをやろうと思ひています。

【大向委員】

先日、10広域で水大気環境課の方からご説明いただいたということで、私も出席しまし

たが、市町村によっては、かなり検討を進めているところとまだ検討を始めていないところとのギャップ、市町村によってもともと水資源に対するギャップがかなりあることも感じています。市町村が指定の申出をするということになれば、市町村の今後の対応ですが、やはり、条例を理解すること、環境課、水道課など関係課による庁内調整をすること、環境審議会も各自治体にありますのでそういうところの承認も多分得なければいけないと思っています。また、地権者説明会もどの程度まで地権者の方にご説明するか、申出をする地域をどうするか、申し出るまでにどういう手続を経ればいいのか、このところが一番悩むところかなと思っています。そういった段階で、県が個別に説明をしていただけたらありがたいと思っています。

【林委員】

水資源保全地域を指定した場合の現地での表示というものを考えていますか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

告示をするだけですので、特に、現地の表示などは考えていません。

【平野委員長】

通常は、地権者に対して、郵送して周知をすることしか思い浮かびません。そこが県としても限界の部分であろうと思います。ただ、不在地主は、いずれにしても時々いるわけですので、現地に何か表示があれば気が付くということがあるかもしれません。あまりコストや労力をかけてもいけませんので、どのような方法があるか、工夫できればよいと思います。

【織委員】

市町村の意見の中の届出対象とする土地取引について、面積要件を設けることが「骨抜き」になるのではないかという意見がありましたが、面積要件を設けることによって、宅地の取引がほとんど除外でき、それによって県民に必要以上の負担をかけなくてよいというメリットがありますので、面積要件を設けるということで、よろしいかと思います。

この条例は、土地取引の規制ではないかという懸念を抱いている人がいても、条例が実際にスタートして宅地の取引がほとんど除外されているということが分かれば、落ち着いてくるのではないかなと思います。

この面積要件に絡みまして、今、事務局の方で、分筆への対応について、事後的に対応する方向で検討しているという話がありました。そのとおりで結構ではないかと思います。かなり大きい土地を 500 m²以下に細分化して、分筆した上で、この事前届出規制を逃れる可能性も零ではありませんが、現実として、土地を分筆するには、手間も費用もかかりますし、所有権移転手続費用もかさみますので、実際そのような脱法が行われる危険性は高くないと思います。したがって、事後的な対応でよろしいのではないかと思います。

細かいことで恐縮ですが、資料2の8ページの土地所有者等が配慮すべき事項のところの「(4) 敷地外の砂利を採取して軟透水性の土と入れ替える行為」の表現ですが、土砂と

砂利と土というものは、何か意識して区別されているのでしょうか。弁護士から見るとこの定義は少し気になります。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

定義については、確認します。

【北原委員】

川砂利が不足しているから、田んぼの中の砂利をとって、そこにろくでもないない土を入れることがあります。

【平野委員長】

北原委員の方が詳しいかもしれませんが、石と砂と土は、径において大、中、小の差があったような記憶があります。その辺、少し定義も含めて正確に把握された上で、正確に記載した方がよいと思います。

【藤縄会長代理】

砂利は、学術用語ではありません。土は、学術用語です。土の中に、砂とか、礫（れき）とかが分類されてきます。そういう意味では、このところの文言は、調整された方がよいのかもしれません。後半の「軟透水性の土」は、これでよいと思います。砂利の方が分かりやすいかもしれませんが、正確ではありません。

【織委員】

砂利の中にも透水性に違いのあるものもありますか。

【藤縄会長代理】

普通、砂利は透水性が高いものです。

【織委員】

当初、土と入れ替える行為を警戒したのは、変なものを埋め立てられて、表面上は分からないのですが、汚染されたごみなどの廃棄物が入られ、またその土を戻しておくような廃棄物の不法投棄のようなものを念頭において、気になっていました。

【藤縄会長代理】

そうしましたら、「砂利」を「砂礫」にされたらどうですか。「砂礫」は学術用語です。「砂礫を採取して難透水性の土と入れ替える」にするとよいと思います。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

ありがとうございます。

【藤縄会長代理】

この件に関して、砂利採取をしているところは、水田になると思いますが、水田は、除外するのではないのでしょうか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

土地取引は、除外されますが、行為的には外れません。

【藤縄会長代理】

それでは、よろしいですね。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

農地を農地として取引するものは、届出対象ではありませんが、農地を改変したりして、水資源の保全に支障を及ぼすおそれのある場合は、助言等の対象になります。

【藤縄会長代理】

分かりました。

【事務局（村田水大気環境課長）】

これは、面積要件を付けることによって、国有地、県有地、市町村有地以外は、全て水資源保全地域の指定の対象とすることにしています。

【藤縄会長代理】

細かいところですが、1つだけ文言よろしいのでしょうか。「流下する」はなくなったのですか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

資料5の2ページの中ほどの地表水の箇所にあります。

【藤縄会長代理】

「流下する」というのは、どうも引っかかっています。実は、かなり強い勢いで流れ出しているときは、地表面勾配に逆らって反対方向に流れ出ることもありますので、「流下する」ではなく、「流れる」でいかがでしょうか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

それでは、「流化している」を「流れている」に修正します。ありがとうございます。

【平野委員長】

他にご質問等ございませんか。

【宮崎委員】

先ほどの県民、市町村の周知に関わることですが、実際、不動産取引を行うときに、不動産会社の方で、難しい部分もあるかもしれませんが、地主さんに周知することも必要だと思います。一般的には、不動産取引で調査をするというのは、建設の部署になりますので、市町村において、環境の方には情報が行っていても、建設の方に行っていないケースもありますので、その辺の周知の徹底も是非お願いしたいと思います。

【平野委員】

他にいかがでしょうか。

それでは、長野県水源地域における水資源の保全に関する基本指針（答申案）について、おおむね、ご了承いただいたということで、資料4については、一部修正をお願いしたいと思いますが、本件について審議を終結したいと思います。

本日の議論の内容を反映し、最終の答申（案）として、長野県環境審議会へ報告したいと考えております。なお、軽微な字句修正等については、私に一任していただくことでよろしいでしょうか。

（各委員より、異議がない旨の発言）

【平野委員】

ありがとうございました。

それでは、最後に、議事の（2）その他になりますが、事務局から説明をお願いします。

《資料7について事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）が説明》

【平野委員】

ありがとうございました。

今後のスケジュールについて、説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は終了ということでございますので、進行を事務局にお返しいたします。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

ありがとうございます。お手元の参考資料2につきましては、ご説明を申し上げませんでしたが、これは、実際に市町村及び皆様にご説明する際に、このような形でまとめたものを使っていくということで、参考としてご覧いただいております。また、専門委員の、皆様の目から見て、こういった所をもう少しというご意見がありましたら、別途、ご連絡等いただければ、参考にさせていただいて、周知を図ってまいりたいと思います。

4 閉会

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

本日予定しておりましたすべての議事につきまして、無事終了することができました。

以上をもちまして、第3回長野県環境審議会水資源の保全に関する基本指針策定専門委員会を閉会いたします。ありがとうございました。